

2 快適で安全に生活できるまち

関連する
SDGs目標



(1) 大気環境の保全

現状と課題

本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気環境監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における、自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、監視パトロールや指導の強化を図ることが必要です。

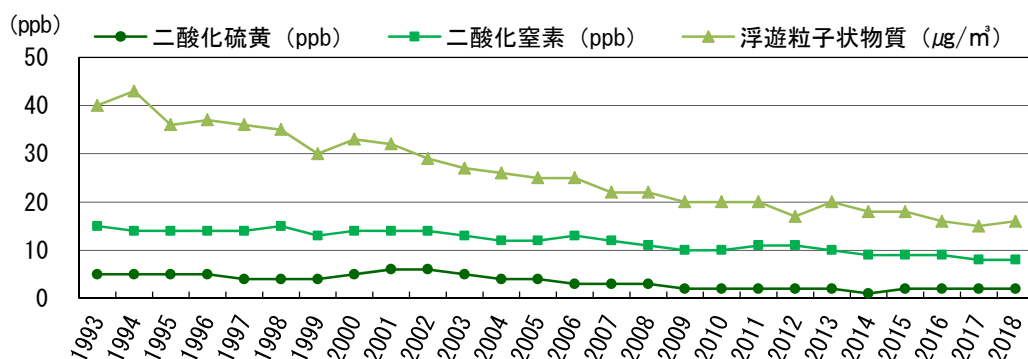


図 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年度別推移

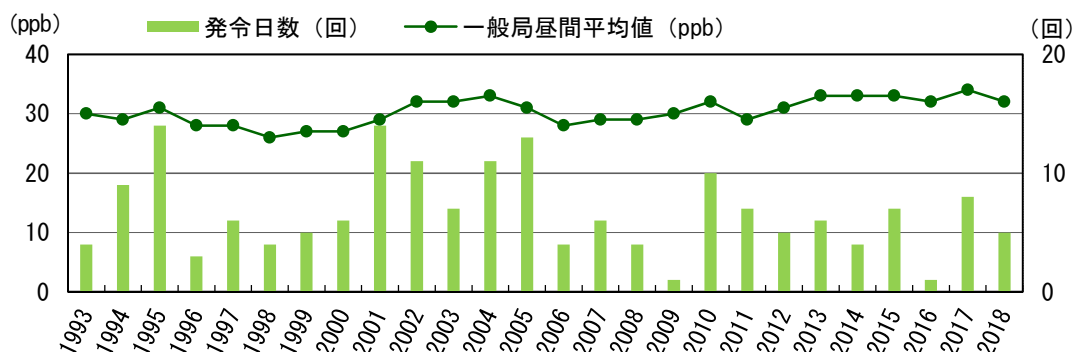


図 光化学オキシダント年平均値の年度別推移及び光化学スモッグ注意報等発令日数

目指す姿

良好な大気環境を保全するため、環境を汚染する物質の監視を行い、排出者に対する指導や排出量を削減するための取組により、きれいな空気の中、健康で快適な生活が営まれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	5日 （平成26年度から30年度までの平均日数）	注意報発令日数の半減 （計画期間の平均日数）	
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	87.5% （令和元年度）	達成率を向上させます （令和13年度）	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	62.7% （令和元年度）	70% （令和13年度）	市民意識調査

主な取組

① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供

市内の大気環境を正確に把握するため、大気環境常時監視測定局における常時監視を実施し、光化学スモッグ注意報の発令等により市民への情報提供を行います。



写真 大気環境常時監視測定局

② 発生源施設への立入調査の実施

汚染物質の発生源の監視を行い、排出基準の遵守状況を確認するため、環境の保全に関する協定に基づく発生源施設に対する立入調査等を実施します。

③ 自家焼却・野焼きに対する指導

良好な大気環境を維持するため、自家焼却や野焼きの禁止について指導を徹底するとともに、監視パトロール体制を強化します。



写真 野焼き

④ 公害防止施設の設置指導

環境の保全に必要な対策を講じるため、袖ヶ浦市環境条例及び環境の保全に関する協定に基づく事前協議により、環境への排出がより少ない施設の設置について指導します。

⑤ 大気環境監視システム及び監視網の見直し

大気環境の常時監視を継続するため、大気環境監視システムの更新を検討します。また、適正な測定局の配置を検討し、一部の測定局や測定機器の廃止等により大気環境監視網の見直しを行います。



写真 大気環境監視システム

（２）水質・土壌・地盤環境の保全

現状と課題

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の１１の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の供用による水洗化に取り組むとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、汚水処理施設が老朽化しており、今後の生活排水の安定した処理を継続するため、措置を講じる必要があります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

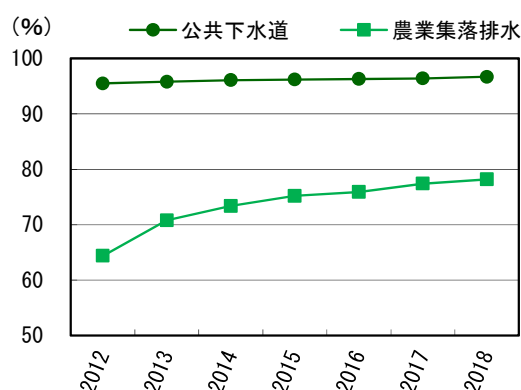


図 水洗化率（公共下水道・農業集落排水）の推移

目指す姿

水質環境の改善に向けて、東京湾沿岸自治体との協力による広域的な浄化対策が図られ、県との協力により土壌・地盤環境が保全され、市民が安心して利用でき、多様な水生生物が生息できる水環境が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
水洗化率（公共下水道）	96.8% （平成30年度）	98% （令和13年度）	
水洗化率（農業集落排水）	79.2% （平成30年度）	90% （令和13年度）	
小櫃川における水質の環境基準達成率	80% （平成30年度）	達成率を向上させます （令和13年度）	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9% （令和元年度）	80% （令和13年度）	市民意識調査
河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2% （令和元年度）	70% （令和13年度）	市民意識調査

主な取組

① 公共下水道・農業集落排水整備に係る普及率の向上

市内全域の汚水処理を推進するため、老朽化した汚水処理施設については、交付金を活用し、計画的な長寿命化対策工事を実施し、安定した汚水処理を図ります。また、未接続者に対しては、訪問等による水洗化のPR等に取り組みます。

② 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発

市民生活によって生じる環境への負荷を軽減するため、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用による影響等について普及啓発を行います。

③ 事業者への排水適正管理の指導

環境負荷の大きい排水の流入による公共用水域の汚染防止のため、袖ヶ浦市環境条例、環境の保全に関する協定に基づく事前協議等において指導や立入調査を実施します。

④ 浄化槽の適正な維持管理の指導

浄化槽の設置者一人ひとりが適正に維持管理するよう、合併処理浄化槽設置時における指導及び広報紙による周知や普及啓発を行います。また、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を促進します。

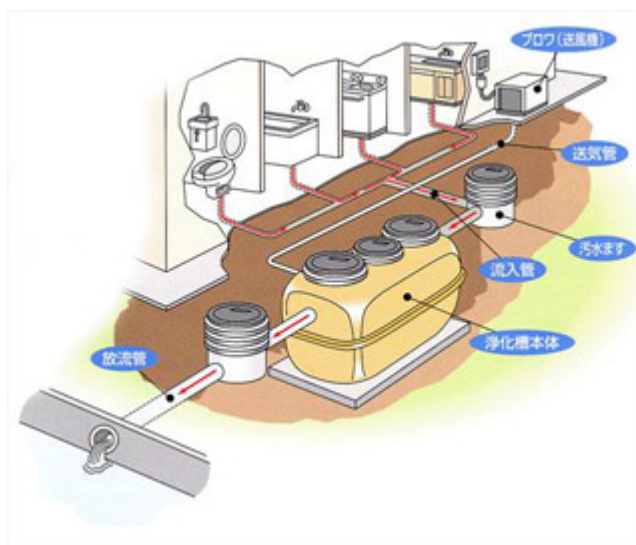


イラスト 合併処理浄化槽

⑤ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進

地質環境を保全するため、県との協力により、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を推進します。

（３）騒音・振動・悪臭の防止

現状と課題

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。

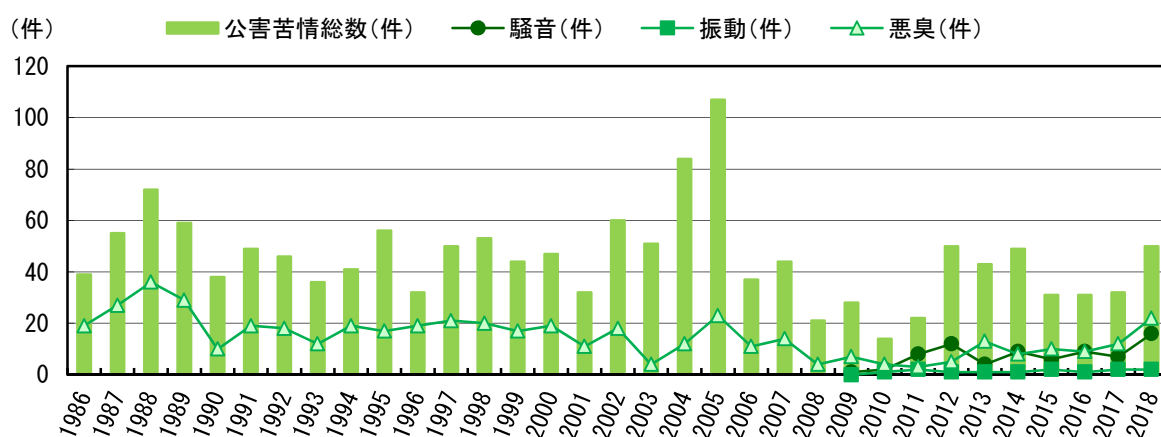


図 騒音・振動・悪臭の苦情件数

目指す姿

騒音、振動、悪臭が低減され、市民が快適に暮らせる生活環境が保全されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
自動車騒音の環境基準達成率	87.5% （平成30年度）	達成率を向上させます （令和13年度）	
騒音・振動・悪臭の苦情件数	40件 （平成30年度）	苦情件数を減少させます （令和13年度）	

主な取組

① 道路における騒音・振動対策の推進

自動車による騒音や振動を防止するため、定期的な市内の幹線道路沿道における調査、苦情発生のある区間等の調査等を実施し、要請限度を超過する場合は、関係機関に対策を講じるよう要請します。



写真 道路における騒音・振動調査

② 航空機騒音対策の推進

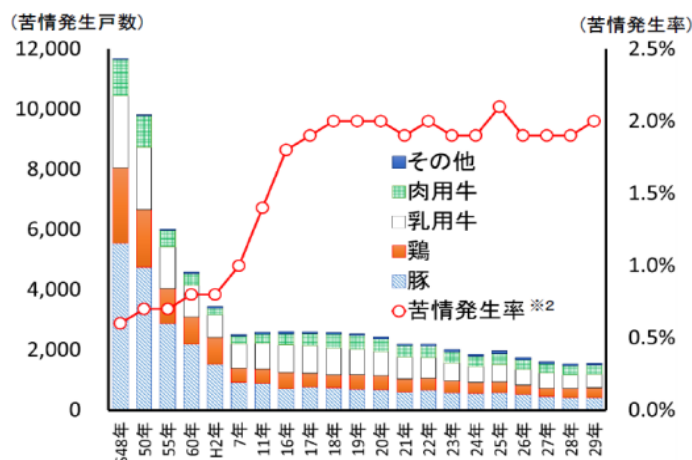
本市では、羽田空港からの離陸に起因する航空機騒音が発生していることから、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会において、航空機騒音の低減について要望します。

③ 家畜糞尿処理対策の推進

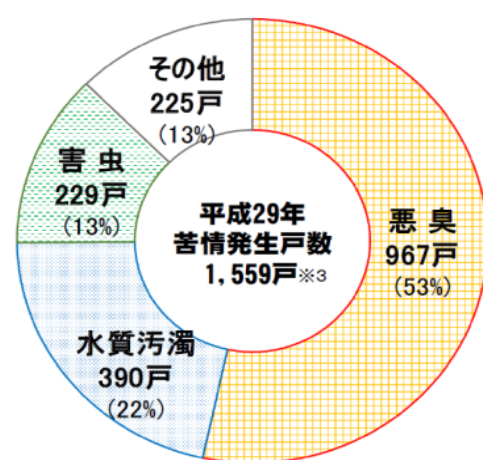
畜産業に由来する悪臭を低減するため、家畜糞尿処理施設の導入等について支援します。

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数は減少傾向だが、畜産農家戸数当たりの発生戸数(苦情発生率)は横ばいで推移。
- ・ 悪臭関連の苦情が過半を占めている。

○ 苦情発生戸数・苦情発生率の推移※1



○ 苦情内容の内訳



※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」(馬及びその他の家畜)を除いて算出している。

※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典: 農林水産省畜産部調べ、農林水産省「畜産統計」

図 畜産経営由来の苦情発生状況

④ 工場等への監視等の継続

工場等からの過剰な騒音、振動、悪臭の発生を防止するため、袖ヶ浦市環境条例や環境の保全に関する協定に基づき、工場等から発生する騒音等について、適正に指導します。また、市内で騒音等に係る苦情が発生した場合は、発生源の特定に努め、必要な指導を行います。

（４）有害化学物質・放射性物質への対策

現状と課題

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらはすべて様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していく必要があります。

目指す姿

市民一人ひとりが化学物質を適正に使用することで、化学物質等による環境リスクが低減され、安全と安心が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ダイオキシン類の環境基準達成率	ダイオキシン類 100% （平成30年度）	100% （毎年度）	

主な取組

① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供

一般大気環境中の有害化学物質の濃度を把握し、市民が安心して生活できるよう、有害大気汚染物質のモニタリング調査として、ダイオキシン類やベンゼンの調査を定期的 to 実施するとともに、その結果を公表し、市民への情報提供を行います。また、ダイオキシン類、ベンゼン等に関する情報の普及啓発を行います。

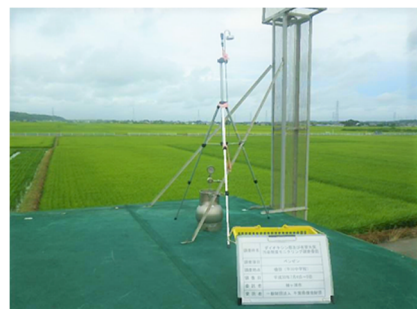


写真 有害化学物質のモニタリング調査

② 農薬等の適正使用の推進

良好な生活環境を守り、安全な農作物を消費者に提供するため、農薬、殺虫剤、除草剤等の適正使用を促進し、農薬の空中散布を実施する際は、事前に広く市民へ周知します。また、市民や事業者への周知・啓発により、家庭や住宅地等で用いられる殺虫剤や除草剤等の適正な使用を推進します。



出典：農林水産省

イラスト 農薬の適正使用に関する
パンフレット

③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進

有害化学物質の自主的な管理を促進するため、環境の保全に関する協定を締結した事業所から年間計画書等の提出を求め、化学物質の使用、排出について把握します。

④ 放射性物質に関する市民への情報提供

市民の放射性物質による不安を軽減するため、大気中放射線量や地下水等の放射線量の測定を行い、市ホームページなどによる情報提供を推進します。



写真 大気中放射線量の測定（公園）

3 地球環境を思いやるまち

関連する
SDGs目標



(1) 再生可能エネルギー等の活用

現状と課題

我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。平成23年の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行い、住宅、事業所等への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市自らが公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討しています。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、適正な設置や管理が求められています。

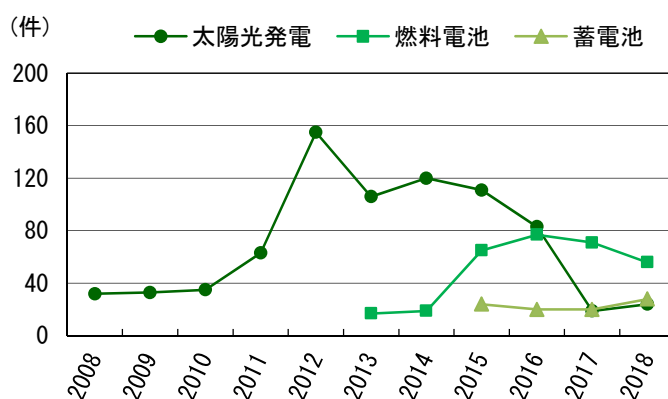


図 再生可能エネルギー設備等の補助件数の推移

目指す姿

市内の家庭や事業所において、再生可能エネルギー設備の導入が進み、再生可能エネルギーが継続的に活用されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
再生可能エネルギー設備等の補助件数（累計）	1, 178件 （平成30年度）	2, 350件 （令和13年度）	太陽光発電システム、 家庭用燃料電池、リチウムイオン蓄電システム

主な取組

① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進

住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の設備の導入促進を図ります。また、住宅については、県の補助事業を活用して、補助金を交付します。



写真 太陽光発電システム

② 公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設に再生可能エネルギーを導入することで、市民や事業者に対する普及啓発を行うことができるため、防災拠点となる施設等について、導入を検討します。

③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる国産エネルギー源であるため、最新の技術動向等の情報を収集し、市民や事業者に普及啓発を行います。

④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導

太陽光発電設備の設置による近隣トラブルなどを未然に防止するため、平成31年4月に施行した袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、事業者に対して太陽光発電設備等の適切な設置と管理方法について指導します。



写真 事業用太陽光発電設備

コラム③ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

住宅の外側にあたる窓や壁などの断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高い効率の設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、太陽光などの再生可能エネルギーを導入することにより、一年を通じての一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいいます。長々と書くと難しく感じるのですが、簡単に言うと「使うエネルギー」と「創るエネルギー」では「創るエネルギー」の方が多い家のことをいいます。

政府が普及を進めている住宅システムであることから補助金を受け取ることができますが、条件が決まっていますので、新築住宅を建てる際に確認してください。

ZEHとは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅

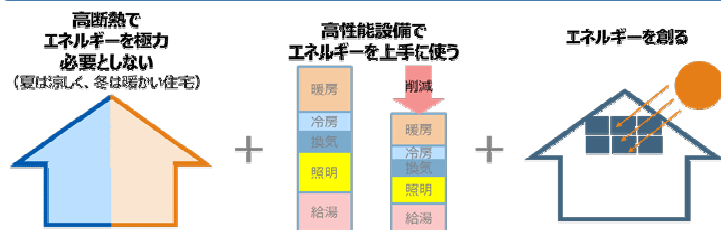


図 ZEHとは

出典：環境省

（２）省エネルギーの推進

現状と課題

省エネルギー対策は、持続可能な発展を構成する「持続可能なエネルギー」システムにおいて必須な事項となっています。あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー利用機器の効率を飛躍的に高め、社会全体のエネルギー総需要を削減していくことが必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、環境家計簿をつけること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体でエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。また、市自らが率先して省エネルギー設備を導入し、推進する姿勢が求められます。

目指す姿

省エネルギー対策の必要性と具体策に関する情報発信と啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりが積極的に省エネルギーに取り組んでいます。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
日頃から省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.6% （令和元年度）	90% （令和13年度）	市民意識調査

主な取組

① 省エネルギー設備等の導入促進

エネファームをはじめ、エネルギーの使用状況を表示して、空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（家庭のエネルギー管理システム）や家庭用蓄電池等の省エネルギー設備の導入を促進します。



イラスト HEMS

② 省エネルギーに関する情報発信等

市民一人ひとりが省エネルギーを意識し、自ら積極的に行動できるよう、省エネルギーに関する情報発信や意識啓発を行います。

③ 環境に配慮した製品に関する普及啓発

省エネルギーを意識した行動のきっかけとなるよう、省エネルギー設備や省エネルギー製品に関する普及啓発を行います。

④ 公共施設のLED化の推進

電力消費量が小さく長寿命で、環境負荷が少ないLED照明を公共施設に導入することにより、市自らが省エネルギー対策を推進します。



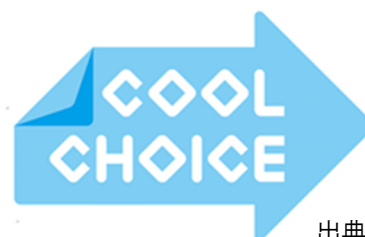
写真 LED設備（防犯灯）

コラム④ COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことをいいます。

推進キャンペーンとして、1つ目は「統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換え」や「LED照明への買換交換」を呼びかける活動として、「5つ星家電買替えキャンペーン」、2つ目は宅配便の再配達によるCO₂排出を抑制する活動として、「できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」、3つ目は住宅の省エネを推進するため、高断熱・省エネ住宅への買替えや省エネリフォームを呼びかける活動として「エコ住キャンペーン」、4つ目は優遇制度の活用により「買っておトク!!」、エコカーは燃費が良いので「乗っておトク!!」、電気自動車や燃料電池自動車は「使って「地球」にやさしい!!」とエコカーの選択を呼びかける活動として「チョイス！エコカーキャンペーン」が実施されています。

「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など私たちにできるところから進めていくことで温暖化対策に貢献していきましょう。



出典：環境省

イラスト ロゴマーク

（３）温室効果ガスの削減

現状と課題

国は、平成２８年５月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国内の温室効果ガスの排出量を２０３０年度に２０１３年度比で２６％削減することを決定し、千葉県では、平成２８年９月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県全体の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進しています。

「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」の第三次計画は、基準年度を平成２２年度、計画対象期間を平成２４年度から平成２８年度までとして実施しており、温室効果ガスの総排出量は、基準年度比７．４％から１１．５％の削減を達成しており、目標を超える結果が得られています。

また、第四次計画においては、基準年度を平成２７年度、計画の対象期間を平成２９年度から令和３年度までとしています。平成３０年度では、基準年度比３．４５％の増加となっており、目標である６％の削減は未達成となっています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進（公共交通の利用促進、庁内の地球温暖化対策実行計画の推進、低燃費車の導入促進）を更に進めるとともに、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

目指す姿

温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進が図られています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
公共施設の二酸化炭素排出量	１０，３７４ｔ （平成３０年度）	計画の達成を目指します	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
緑のカーテンコンテスト応募者数	１９件 （令和元年度）	３０件 （令和１３年度）	

主な取組

① 地球温暖化対策実行計画の推進

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの排出量の低減に取り組み、その結果を広く公表することにより、地球温暖化対策を推進します。

② 地球温暖化に関する情報発信等

市民一人ひとりが地球温暖化対策を意識した行動がとれるよう、地球温暖化に関する情報を発信するとともに、市自らの取組結果を公表し、意識啓発を行います。

③ 緑のカーテンづくりの促進

緑のカーテンは、建物への日差しを遮り、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、冷房使用の抑制につながり、ヒートアイランド対策等に有効です。そのため、緑のカーテンづくり講習会、ゴーヤなどの苗の無料配布、緑のカーテンコンテストなどを行います。



写真 緑のカーテン
(令和元年度最優秀賞)

④ 公共交通の利用促進

環境負荷の少ない公共交通の利用促進を図るため、鉄道やバスなどの公共交通の利便性確保に向けた要望や必要な支援をします。

⑤ 低燃費車の導入推進

環境に配慮した自動車の導入を推進するため、公用車の購入又は更新に際し、低燃費車の導入を進めます。

⑥ エコドライブの推進

温室効果ガスの削減やガソリンなどの燃料消費の削減、安全運転にもつながる「エコドライブ10」を推進します。

⑦ 安全で安心して利用できる道づくりの推進

「袖ヶ浦市道路網整備計画2020」に基づき、全ての利用者が安全で安心して快適に利用できる道路整備を計画的に進めます。

コラム⑤ エコドライブ10

平成24年10月、エコドライブ普及連絡会による自動車の運転操作の工夫や注意により、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転を行う取り組みのことです。運転操作以外にも燃費の良い車を使用することや付帯されている燃費向上のための機能を利用することもエコドライブの取り組みに含まれます。

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

（４）気候変動による適応策の推進

現状と課題

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取り組みや、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、市内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

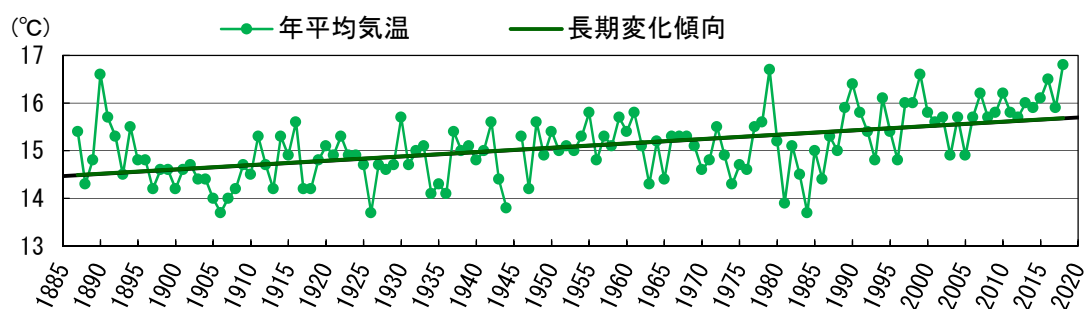


図 年平均気温の推移（銚子地方気象台）

出典：気象庁

目指す姿

気候変動による適応策として、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日における市民に対する注意喚起のメール配信や、クールビズの周知・実践が推進されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
気候変動適応計画の策定	—	計画期間中の策定を目指します	
気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	42% （平成30年度）	80% （令和13年度）	市民意識調査

※ 「気候変動による影響への適応について知っている市民の割合」の現状の値は、千葉県が実施した第57回県政に関する世論調査によるものです。

主な取組

① 気候変動の影響に関する情報の収集等

気候変動予測の不確実性や気候変動の影響に関する地域の情報が不足していることを踏まえ、これらの情報を収集して把握するとともに、庁内での情報共有を図ります。

② 各分野における適応策の推進

市民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、気候変動に関する各分野における適応策（クールシェア、熱中症情報、クールビズなど）を推進します。

③ 気候変動適応計画の策定

「気候変動適応計画」や「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」等を参考に、気候変動適応計画を策定します。

コラム⑥ 気候変動

長い時間で見えた気温、降水量など気候の変動や変化のことをいいます。大気の平均状態である気候の変動や変化の要因には、外部から強制的に加わる要因と内部的な要因の二つに分けられます。特に外部からの強制力については自然的要因と人為的要因があります。例えば、自然的要因は、太陽活動の変動や火山の噴火による特定の微粒子の増加など、人為的要因は人間の活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化による温室効果ガスの増加などが挙げられます。

近年では、化石燃料の大量消費による大気中のCO₂濃度の増加に起因すると言われている地球温暖化への懸念から、人為的要因による気候変動への関心が高まっています。私たちの生活や経済活動は、人為的要因に他なりません。変動による変化を抑えるためにも私たちにできる温暖化対策を実施していかなければなりません。

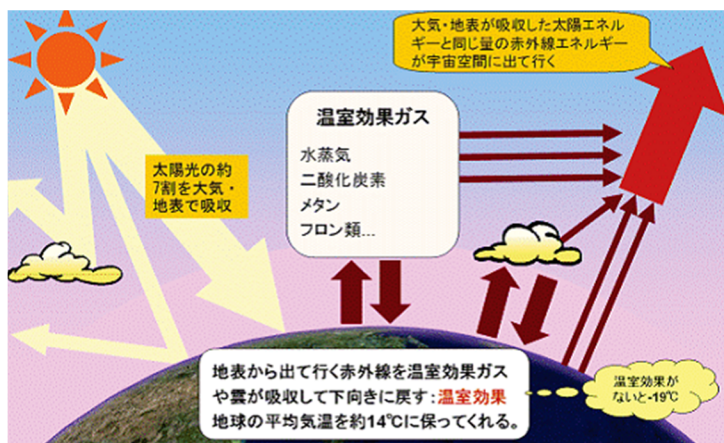


イラスト 温室効果の模式図

出典：気象庁

○気候変動の影響

気候変動の影響は、今すぐに現れるものではありません。さまざまな要因の蓄積により、気温の上昇に応じて影響が大きくなるものと、ある閾値を超えると急変してしまうものがあります。例えば、北極海海域や南極の氷床が溶けてしまうことによる海面上昇などの可能性があげられます。この気候変動の影響は、降水量減少などによる水資源賦存（ふそん）量の減少、水力発電の機能低下、気温上昇による作物生産の減少、感染症の範囲拡大、健康への悪影響など、水環境や生態系、食料、国民の生活・都市生活など幅広い分野で世界の至る所で現れると予測されています。

影響そのものを私たちの手で食い止めることは現実的に困難ですので、影響を把握した上で気候変動そのものを抑制する行動をとっていき、小さな行動であってもできることからコツコツと取り組んでいく必要があります。